

平成12年度の包括外部監査の結果に基づく措置について  
(公表)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成12年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、川崎市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員	舘	健	三
同	三	原	克己
同	市	古	映美
同	平	子	瀧夫

14川総行革第209号の2  
平成15年2月5日

川崎市監査委員 舘 健 三 様  
同 三 原 克 己 様  
同 市 古 映 美 様  
同 平 子 瀧 夫 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

平成12年度の包括外部監査の結果に基づく措置及び結果に添えて提出された意見に  
対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成13年1月31日付けで  
包括外部監査人森谷伊三男氏から提出された包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告  
書の提出がありましたが、同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次の  
とおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第  
6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

## 平成12年度の包括外部監査の結果に対する措置状況

### 【監査テーマ 下水道事業の財務事務及び経営管理】

#### 1 委託費関係

##### (1) 委託業務

###### [指摘の要旨]

下水道公社に委託している業務のうち、他に委託可能な業務について、外部委託先に委託した場合と公社に委託した場合のコスト比較がなされていないが、比較することにより、外部委託先へ変更するか、公社における経費を見直すか等を検討し、公社への委託費を減少させていくことが必要である。

###### [措置の内容]

下水道公社については、行財政改革プランに掲げたように平成17年3月に廃止を予定していることから、同公社に委託している業務を民間に委託できるものは民間に委託し、見直しをまいります。

##### (2) 水道局に対する負担金

###### [指摘の内容]

下水道使用料の徴収は建設局から水道局に委任されているが、負担金の算定根拠となっているメーター関係の人件費には、下水道業務に直接従事していない管理職の人件費が含まれるため、高めに設定されている。今後、下水道事業の損益計算を正しく実施するための方策について検討すべきである。

###### [措置の内容]

負担金の算定においては、徴収及び収納に直接従事する職員の人件費はもちろんのこと、業務関連をもつ管理職の人件費も間接的経費として、必要な経費として考えます。

平成12年度の包括外部監査の結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ 下水道事業の財務事務及び経営管理】

2 普及促進費，貸付助成事業費

(1) 普及促進費（人件費を含む）

〔指摘の内容〕

普及促進に係る費用は，普及促進費と普及促進業務従事職員19名の給与費の合計であり，この費用の2分の1を，一般会計からの繰出金の対象として普及促進費負担金として営業収益に計上されている。

この普及促進費の大部分は，(財)川崎市下水道公社への業務委託費であり，公社における普及促進に係る業務は個別訪問による未水洗化家屋調査で，普及促進員一人当たりの調査件数は平成11年度では平成8年度の半分以下となっている。

また，水洗化増加件数は，平成7年度から平成11年度では約5分の1に減少しているにもかかわらず，普及促進業務に携わる人員は14人から16人へと増加している。

したがって，下水道の普及については，費用対効果を勘案のうえ従来の普及方法を見直し，下水道事業に係る費用の発生を抑制する必要がある。

〔対応状況〕

下水道公社における普及促進に係る職員配置を見直し，また各下水道事務所の業務内容の確認を行った結果，業務内容と費用区分が合わなくなっている状況から業務に合った費用区分に改め経費の節減を図った。

(2) 貸付助成事業費

〔指摘の内容〕

貸付助成に係る費用は，貸付助成事業費と貸付助成業務従事職員の給与費の合計であり，この費用は，一般会計からの繰出金の対象として営業収益に計上されている。

貸付・助成件数は，平成7年度から平成11年度では5分の1以下に減少したが，貸付助成業務職員数は3人のままである。

したがって，貸付助成業務をより一層効率的に行うことにより補助金である貸付助成事業費負担金を減少させ公共の福祉を増進させる余地があるものとする。

〔対応状況〕

貸付助成の業務内容を見直し，平成15年度からは職員の再配置を行います。

6 情報システム

(1) 情報システム利用コストの削減

ii システムの共有化

〔指摘の内容〕

同種の固定資産管理業務及び会計管理業務を実施しているにもかかわらず，水道局の上水道事業及び建設局の下水道事業は，別途の情報システムを構築しており経済的とはいえない。

開発費を節減するため，将来におけるシステム再構築・見直しの際に，両者のシステムを

共用することを選択肢の1つとして比較検討することが望まれる。

〔対応状況〕

現状では、財政局契約課及び収入役室に事務の一部を依頼している下水道事業の体制とはなじまないため、今後全庁的に実施される予定の総合財務会計システムの進捗状況を見ながら検討を加えていく。

## (2) 情報と情報システムの保護

### iii 水道局の水道料金オンラインシステム

#### ホ 情報システムの危機管理計画

〔指摘の内容〕

ハードウェア障害等における追加コストの発生を最小限にし、事務上の混乱を避けるため、継続しなければならない事務を定め、情報システムの処理不能時における事務を継続及び復旧する計画を策定し、そのための手作業マニュアルや手続を整備することが必要である。

〔対応状況〕

クライアント・サーバシステムの導入を検討中であるが、その導入に併せてセキュリティ対策を重点課題とした水道局における情報システムの総合的な危機管理マニュアルの策定作業中である。

一例として、震災等の有事の際に、データ保管会社に預けているデータから必要な情報を出力して、情報システムの処理不能時における必要事務の継続を図ることを検討している。